

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年2月13日（令和7年（行情）諮問第217号）

答申日：令和8年9月11日（令和8年度（行情）答申第579号）

事件名：警職法の運用要領の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「警職法の運用要領（陸幕法務官。平成18年7月）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月30日付け防官文第5538号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）（略）

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（3）（略）

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「「警職法の運用等」に該当するもの全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、当該請求に係る行政文書については、平成25年5月17日付け防官文第6725号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（以下「先行処分」という。）を行った。

その後、先行処分に対して審査請求がなされ、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問したところ、平成27年1月27日付け情個審第252号（平成26年度（行情）答申第448号）により、「警職法の運用要領（陸幕法務官。）平成18年7月」（本件対象文書）を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決

定をすべきであるとの審査会の判断を得たところである。

当該答申を踏まえ、平成27年3月27日付けの防衛大臣の裁決により、本件対象文書につき、改めて開示決定等を行うこととし、当該裁決を踏まえ、平成30年3月30日付け防官文第5538号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから審査会への諮問を行うまでに約6年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) (略)

(2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(3) (略)

(4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| ① | 令和7年2月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月28日 | 審議 |
| ④ | 令和8年9月7日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分

結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、自衛隊における武器の使用の判断基準及び特定の状況下での自衛隊の部隊の行動等に関する具体的な内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、自衛隊の部隊等の行動及び運用要領が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を採ることや弱点を狙うことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年8か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別表

不開示とした部分	不開示とした理由
7 枚目、8 枚目、18 枚目、39 枚目ないし 41 枚目、46 枚目及び 49 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
61 枚目及び 63 枚目のそれぞれ全て	